

平成 30 年度活動方針

はじめに

5 年を超える長期政権となった安倍政権は、昨年秋の総選挙でも圧倒的な議席を確保し、国民の信を得たとしているが、社会保障費の度重なる削減、消費税増税による家計の圧迫、就労人口の 37.5% を占める非正規雇用者の拡大など、国民生活は一向に改善されていない。アベノミクスを支える「三本の矢」に景気回復効果が期待できない中、今度は「新三本の矢」と称し、「名目 GDP600 兆円」「希望出生率 1.8」「介護離職ゼロ」を目指す政策を一体的に進める方針を示した。企業収益はトリクルダウンしないまま内部留保へと変わり、労働者の所得や個人消費が伸びない状況下では、実現性が大いに疑問視される。

地方に目を向けると本年 4 月から第 7 次医療計画、第 7 期介護保険事業計画が始動し、地域医療構想、地域包括ケアシステムの具体化が進められる。地域完結型の医療体制の整備が主眼とされるが、医療費抑制の仕組みに利用されないよう、患者本位のシステム構築を引き続き訴えていきたい。また、国民健康保険運営の都道府県化も 4 月から開始された。医療費削減を競わせる「保険者努力支援制度」の活用や、保険料の高騰など、影響を注意深く監視していくことが必要である。

このような局面にあたり、本会は活動の理念である「国民の健康を守るため保険医療の改善を期し、併せて保険医の生活安定を実現」するべく、平成 30 年度も社会保障の充実、改善に向け積極的に活動していく。

1. 医療・社会保障を巡る情勢

(1) 新たな患者負担増、ICT 活用への流れ

平成 27 年に発表された、経済財政諮問会議の「経済・財政再生計画」改革工程表では、平成 30 年度を集中改革期間の最終年度と定め、さらなる国民負担増計画に着手しようとしている。70 歳以上の高額療養費の負担限度額は本年 8 月からの引き上げが既に決定している。さらに後期高齢者の負担割合についても、現在 70 歳から 74 歳の患者は段階的に 2 割に引き上げられているが、75 歳を超えても引き続き 2 割負担のまま据え置く方針も示されている。同様に介護保険についても、現在 2 割負担となっている利用者のうち、特に所得の高い層は 8 月から 3 割に引き上げられる予定である。このように患者負担増の流れは一向に留まる様子がない。

また、政府は後期高齢者医療について、都道府県別の診療報酬を定めることが出来る、高齢者医療確保法第 14 条の適用についても検討を促している。医療費適正化計画に係る取り組みの実績を分析し、適用の検討を求めていく方針である。医療費が計画通りに下がらない都道府県は、診療報酬そのもので調整させる仕組みで、医療費削減の最終責任を医療機関に押し付けるものに他ならない。このような制度の導入は到底許すわけにはいかない。

成長戦略と構造改革の加速化を図るとして新設された「未来投資会議」は、昨年6月「未来投資戦略2017」を発表した。健康・医療・介護分野では、2025年問題に間に合うよう技術革新を最大限活用し、最適な健康管理や診療、自立支援に軸を置いた介護などのシステム構築を進めるとしている。この中では、「全国保健医療情報ネットワーク」や「保健医療データプラットフォーム」を整備し、患者基本情報や健診情報等の共有化や、研究者や保険者等が医療・介護のビッグデータを解析できるシステムを目指している。システム構築に向けオンラインによる資格確認や医療IDの運用も開始される見込みである。

利便性や効率性が強調されるが、ICTの普及は個人情報の利用拡大と表裏一体である。病歴や心身障害等は要配慮個人情報であるにも関わらず、患者のプライバシー保護、情報漏洩対策等の国民的な議論の無いまま、政策目標優先で法整備が進められている。さらに医療機関には資格確認のオンライン化による設備資金等の問題も浮上しており、医療現場への負担も懸念される。また、政府はこれらデータベースを利用し保険者に対するインセンティブを強化していく方針である。保険者によるデータヘルス事業を推奨し、医療費削減を競わせることが真の狙いで、データベース化の安易な導入には警鐘を鳴らす必要がある。

4月からの診療報酬改定では、未来投資戦略2017での提言を受け、ICTを活用した遠隔診療に評価が加えられた。また、2020年度改定以降には、電子処方箋の発行と薬剤師のオンラインによる服薬指導や、AIによる診療支援への評価にも言及している。医療の標準化にも繋がりがねず、今後も動向を注視していきたい。

(2) 診療報酬の改善に向けた取り組み

4月の診療報酬改定は、本体部分は0.55%（医科0.63%、歯科0.69%、調剤0.19%）のプラス改定となったものの、診療報酬全体ではマイナス改定となり、医療機関の経営改善にはほど遠い内容に終わった。今次改定にあたり基本認識に据えられた「地域包括ケアシステムの構築」では、かかりつけ医機能や在宅医療に関する評価の新設、再編が加えられた。特に、地域包括診療料（加算）などの「かかりつけ医」機能に係る届出をしている医療機関には、初診料に機能強化加算が新設された。かかりつけ医普及に向けた経済誘導と見られ、将来的なフリーアクセス制限の下地づくりとも考えられる。診療所の差別化を図る加算評価ではなく、基本診療料の底上げこそが必要である。在宅医療では在宅時（施設入居時）医学総合管理料が診療人数、居住形態等で細分化されたまま改善されず、算定要件を複雑化させている。医学管理料は、患者の病状の把握、治療計画の作成、療養上の指導・管理に対する評価であり、同一建物や同一敷地内といった居住場所の要因は、評価をする上で関係しないものである。引き続き不合理性を訴え改善を求めている。歯科では特定薬剤の取り扱いなど、一部要求が反映されたが、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準などは、なおもハードルが高く届出の可否はスタッフの雇用環境に左右されている。また、届出内容による加算、減算が新設され複雑化するとともに、医療機関間の階層化が図られた。

保団連では今次改定に係る緊急改善要求並びに、次期改定の要求項目を全国の保険

医協会・医会と連携しまとめる予定であり、本会も積極的に意見を発信し実現を図りたい。

2. 活動方針の具体化

(1) 医療制度改善に向けた運動

平成 30 年度も公的給付の削減、患者負担増を狙う数々の改悪メニューが準備されている。本会は地域医療を担う第一線の立場から、「いつでも、どこでも、だれも」が安心して保険証一枚で受診できる医療を目指して引き続き諸活動を進めていく。

平成 30 年は後期高齢者の窓口負担原則 2 割への引き上げ、受診時定額負担の導入などの具体化が検討される予定であり、阻止に向けた運動が重要となる。保団連をはじめ各保険医協会と連携し、署名活動等の取り組みを検討するとともに、道内選出国會議員への働き掛けや市町村議会への要請運動、さらには街頭宣伝行動など積極的に運動を展開し、関係機関や患者、道民へ理解を求め協力を訴えていきたい。

「子どもの貧困率」は 12 年ぶりに若干改善したものの、13.9%と 7 人に 1 人が貧困状態であり、特に母子家庭の貧困率は 5 割を超えている。経済的な理由で受診出来ない子どもたちが一向に減らない状況が続いている。経済的な支援をする医療費助成制度も、自治体の財政状況により助成内容に相当の格差があるのが実情で、居住地による負担格差も問題を複雑化させている。将来の日本を支える子どもたちの育成のため、恒久的な制度とするよう自治体任せではなく、国が法律により責任を持って財政支援を行うことが必要である。本会では引き続き国が中心となり、子どもの医療費助成を支援する体制を求めていくとともに、中学生までの無料化制度の早期創設を目指し、国や自治体に向け運動していく。

さらに、こうした要求運動を展開する上で、重要なのは患者・道民の理解と協力、加えてマスメディアに対する積極的な情報発信である。本会ではこれまで実施してきた、医療フォーラム、街頭宣伝活動、歯科市民集会等を引き続き開催し、医療・介護を巡る問題について広く提起し意見交流する場を積極的に設けていきたい。

また、日々変化する医療情勢・政治情勢について、迅速、適確に会員に情報提供できるよう北海道保険医新聞、ニュースレター、ホームページ等を活用した広報活動を一層充実させる。

(2) 医療経営をサポートする諸活動

来年 10 月からは消費税の 10%への引き上げが予定されており、実質的な最終消費者となる医療機関にとって増税による打撃は深刻である。当面は増税の中止を求めて運動するとともに、ゼロ税率の適用と損税問題の抜本解決に向け引き続き運動していく。

また、政府は施政の目玉として「働き方改革」を掲げており、特に過重労働が常態化している医療従事者に関する規制にも本腰を入れている。労働環境の整備・改善が求められており医療機関の対応も急務といえる。さらに、医療経営では持分なし医療法人への移行対策など、様々な経営判断が迫られている。

このように労務管理や人材育成、税制改正による課税対策などは、事業主たる開業

医を煩わせており、医療経営に資する情報の収集や知識の修得が必要とされている。本会では会員の日常業務をサポートすべく、今年度も「開業医のための実務セミナー」「歯科スタッフセミナー」「接遇マナー講座」等の日常業務に役立つ各種研修会を開催する。

平成30年度診療報酬・介護報酬の同時改定に関しては、保険診療セミナー（医科）、保険講習会（歯科）などを通じ、会員へ迅速な情報と正確な算定解釈等を伝達し円滑な保険請求業務に寄与する。また、日々の窓口業務での疑問点、保険診療上の疑義や相談、個別指導や適時調査等の行政調査への対策等についても懇切丁寧に相談に応じる。

(3) 組織拡大と共済制度の普及

会員の高齢化に伴い閉院や死亡退会が増加しており、会員数も漸減傾向にある。組織拡大を重要課題と位置づけて、会員のメリットをより高め魅力ある組織となるよう会員サービスの向上に努める。また、勤務会員にも有利な制度を広げると同時に、研修医など若い医師層を対象にした各種サービスを検討していく。

共済制度の普及では、休業保障共済保険、保険医年金、団体定期保険の三大共済制度の加入拡大に努める。損保商品と重複受給の可能な休業保障共済保険、定期預金より遥かに有利な保険医年金、還付率が高い団体定期保険など、その特徴を最大限アピールし、取扱い生命保険会社とも連携強化して、会員の安定した生活のために普及拡大を図り、ひいては会員拡大にも繋げる。

また、会員及び従業員等の親睦を目的とした、ボウリング大会、親子キャンプ旅行、バスツアーなどのスポーツ・レクリエーション行事は毎年好評を博しており、今年度も企画を充実させ開催していきたい。

(4) 医師会、歯科医師会等の各種関係団体との連携

医療制度改善に向けた本会活動への理解と連携を目的に、これまでも北海道医師会、北海道歯科医師会を始め各種関係団体と定期的に懇談等を通じ意見交流を行ってきた。今年度も道民の健康増進、地域医療の向上を図るべく積極的に各団体との連携、交流を図りたい。また、北海道歯科衛生士会、札幌歯科技工士会に協力を求め、協同事業の開催も引き続き企画していく。

(5) 会務執行体制の強化と健全財政の維持

法人化5年目を迎えるにあたり、法人機構の整備を進め、組織体制を強化し管理機能の充実を図る。また、本会の特徴である医科歯科一体の活動を効果的に展開すべく、各部との連携・調整の円滑化に努め、医科歯科一体の事業活動を企画・開催する。

組織内外の活動をより活発化するとともに、均衡のとれた予算編成と健全な財政運営に務め安定的な組織運営を図っていく。

3. 選挙に対する態度

我が国の医療・介護等の社会保障制度の崩壊が進みつつある中、国民一人ひとりの

選挙に対する責任は極めて重い。本会としては引き続き、会員の思想、信条、政治的自由を守る態度を堅持し、特定の政党、個人の支持・不支持は行わない。

総務部

代議員総会方針、理事会決定に基づいて、本会運営の執行を総括する。

法人化5年目を迎えるにあたり、さらに法人機構の整備を進め、組織体制を強化し管理機能の充実を図る。

また、本会の特徴である医科歯科一体の活動を効果的に展開するべく、各部との連携・調整の円滑化に努め、医科歯科一体の事業活動の企画・開催等の具体化に繋げる。

組織内外の活動をより活発化するとともに、均衡のとれた予算編成と健全な財政運営に務め安定的な組織運営に寄与する。

保団連や関係諸団体との情報交換、意見交流を通じて、連携・協調を一層深め、さらに患者、道民等へ向けて積極的に本会の主張を発信する。

また、会員サービスの充実に向けて、事務局職員の研修、教育体制を強化し、事務局機能の向上に努める。

1. 組織拡大と機構体制の強化
2. 医科歯科一体を生かした組織運営と今後の活動のあり方に関する検討。各部との連携・調整の円滑化
3. 事務局機能の強化
 - ①会員サービス向上のための、事務処理機能の改善・強化
 - ②事務職員のスキルアップに向けた研修・教育体制の充実化
4. 対外活動の展開
 - ①保団連との連携体制の強化
 - ②医師会、歯科医師会等の関係諸団体との協調、協同体制の構築
 - ③道民、行政機関との対話、アピール活動等

財 政 部

診療報酬改定では、本体部分が0.55%の引き上げにとどまり、介護報酬や障害者福祉サービスの改定においても微増の引き上げとなった。これでは過去に実施されたマイナス改定分や、度重なる患者負担増による受診抑制で疲弊した医業経営を回復するには程遠いものである。

こうした状況下、今後も財政部は会員の権利を守り、国民の健康保持増進の基盤となる国民皆保険制度を堅持するための本会活動を財政面から補完し、活動に全力で打ち込めるよう慎重を期し、正確な財務管理を行う。

1. 平成30年度活動方針に従い、その財政基盤の確保に努める。
2. 組織部や事業部と協力し、組織拡大による財政強化を図る。
3. 共済部と協力し、共済活動に伴う収益部門の財源維持に努める。
4. 会計処理の透明化及び財産管理の強化と財産の保全のため、会計ソフトを導入し、会計処理業務の更なる強化と効率化を図る。
5. 会員の理解と同意を得られる正確でわかりやすい会計に努める。

事業部

保険診療の充実、改善、保険医の生活安定という目的と生涯教育の一環として、その基礎となる研修会を開催する。さらに、会員相互、家族、従業員の親睦・交流を図るために文化活動やスポーツ活動等の各種行事を企画し実施する。また文化講演会を開催し一般市民も参加できるように努める。組織部と協力し、組織拡大に向けた活動を強化する。

1. 医業経営対策

開業保険医の経営が厳しさを増す現状の中で医業経営、税務対策のあり方について組織部や財政部と協力して研修を行い、時宜に適したテキストを希望者に格安で配布する。また従業員の人材育成を目的に、札幌で接遇・電話マナー講座を実施する。

2. 文化・スポーツ活動

会員相互の親睦を深めることを目的とし、併せて会員家族、従業員も気楽に参加できるようキャンプ旅行や日帰りバスツアー、ボウリング大会や会員忘年会を企画立案し、実施する。

3. 文化講演会

一般市民も参加できるよう、様々な分野から講師を選定して興味ある内容の講演を開催する。

4. 各種チケットの割引販売

北海道日本ハムファイターズや劇団四季、札幌文化芸術劇場等のチケット割引販売を行う。

5. 募金活動

東日本大震災で孤児となった子供たちの長期的な支援を目的に募金活動を行う。

政 策 部

2012年12月に発足した安倍政権は、アベノミクスに代表される経済政策と社会保障抑制路線により、非正規労働者の増加や相対的貧困率の上昇など、我が国に貧困と格差をもたらした。今後、さらなる患者負担増、医療・介護の給付削減を行えば、受診抑制による重症化をさらに深刻化させ、健康や命を脅かす事態が懸念される。

本年4月、2025年問題に向け医療介護政策の大きな節目となる「第7次医療計画」「第3期医療費適正化計画」「第7期介護保険事業計画」と共に、診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の同時改定が行われた。史上初めてのトリプル計画・トリプル改定である。「社会保障と税の一体改革」での財源の確保が難しい中、患者・利用者の負担増と医療・介護費の削減を以って難局を乗り切るには無理がある。

国民の中に貧困と格差が広がる中、政治に求められる事は、社会保障の充実であり、安心・安全な社会を築くことである。

このような情勢を踏まえ、我々は、地域住民の第一線医療を担う立場から、医療保険制度をはじめとした社会保障のさらなる充実を図り、国民の健康を守るため、国民皆保険制度の根幹を揺るがしかねない医療制度の改悪に断固反対する。そして、国民が安全・安心な医療を受けられるよう「医療費抑制政策中止」「公的医療費の総枠拡大」を求めると共に、以下の諸活動を行う。

一、「経済・財政再生計画 改革工程表」に基づく、国民負担増の諸政策の即時撤回を求める

一、国及び自治体に対し、住民本位の充実した医療・介護提供体制の確保された「地域包括ケアシステム」「地域医療構想」の構築・推進を求める

一、良質な医療や介護を提供し、従事者の労働環境を改善するため、大幅な診療報酬・介護報酬の引き上げを求める

一、混合診療解禁に導く選定療養制度の対象拡大に反対し、医療格差をもたらす患者申出療養制度の廃止を求める

一、保険給付の抑制・管理に繋がる、マイナンバー制度の医療分野への拡大に反対する

一、医師・歯科医師の裁量権を無視し、医療現場を混乱させる指導・監査体制の改善を求める

一、消費税増税を中止し、医療へのゼロ税率の適用を求める

研 究 部

平成30年4月の診療報酬・介護報酬同時改定及び、その他の医療制度改革に関し、情報及び解釈等を会員に迅速、適切に提供すると共に、各種テキストを配布する。また、保険診療に関する会員からの質問、意見に対して適時対応する。

1. 医療保険、介護保険に関する活動

イ、診療報酬・介護報酬改定への対策

平成30年4月診療報酬改定にあたり、情報を会員に速やかに提供し、同時に検討を加える。

ロ、質問や相談への対応

医療保険及び介護保険に関する会員からの質問や相談に、的確かつ迅速に応じ、さらに一部を本会新聞Q&A欄で解説する。

ハ、研修会の開催

本部及び各支部での各種研修会・講習会の実施に協力する。また未組織地区での研修会、事務職員に対する研修会を検討する。

ニ、テキストの発行

保険診療に役立つテキストを発行する。

2. 審査・監査に関する活動

イ、審査改善の活動

不当な査定・減点を防ぐための諸活動を展開する。また、会員の要望、意見を集約し改善に繋げる。

ロ、保険者再審への対応

保険者再審請求の強化に対処し、会員の相談に応じる。

ハ、指導・監査に対する活動

適確な情報を提供し、迅速に対応する。

3. 各種調査の実施

保険診療や改定による影響に関してアンケート等で調査を行い、実態、要望を明らかにして、諸活動に資する。

4. 保団連社保・審査対策部会、審査・指導、監査対策担当者会議への参加

積極的に参加し、保険診療に関する情報を会員に迅速に提供する。

5. その他

イ、他医療団体、患者との意見交換を盛んにし、診療に資する。

ロ、その他、活動方針に沿った諸活動を行う。

広 報 部

1. 代議員総会および理事会決定に基づき、本会の主張・方針を正しく会員に伝達する。
2. 保険医をめぐる医療情勢の変化を迅速かつ的確に報道するために、内容充実に努める。
3. 本会の活動の紹介や情報の提供を迅速かつ柔軟に行い、会員の期待に応え、会員サービスの向上に努める。
4. 北海道保険医新聞では、解説記事を含めたオリジナル記事の掲載や新規企画の立案に、また保険診療研究の充実に努める。
5. 保険診療のテキスト等、刊行物のPRをする。
6. 共済制度の利点をアピールし、組織拡大を目指す。
7. 組織・事業部と協力し、組織拡大号を会員・未入会員に発行し、新規会員獲得に努める。
8. 読者モニター制度を継続し、意見・要望を企画や紙面構成に役立てるよう努める。
9. 保団連新聞部会に積極的に参加し、経験交流を通じて紙面の充実に努める。
10. マスメディア等との交流を通じて、本会の活動をアピールするとともに、一般紙に取り上げるべき記事について要望する。
11. 関連団体との交流や、行政機関への取材を必要に応じて行い、時事情報の取得に努める。
12. ニュースレターの内容充実と体裁の工夫に絶えず気を配り、定期配信を厳守し、配信数の増加に努める。
13. 会員への迅速な情報提供および会員相互の情報発信の場として、ホームページの管理運営に努めるとともに、リニューアルを行い更なる内容の充実と利便性を図る。
14. ホームページを活用して、各部および理事者、事務局間の情報連絡・共有を図る。

共 済 部

日銀による「異次元の金融緩和」の副作用により日本国債の超低利状態で推移していくなか、生保各社は、日本国債が資産の50%~60%を占めてきたが、償還期限を迎えた国債の買い替え先を比較的利回りの高い外国債券などに振り替える動きが少しずつ大きくなっている。また、主力商品に外貨建商品の導入、「生存保障」といわれる分野（医療・介護、年金、就労不能保険）への拡大も特徴的である。

団体年金の運用では、各社とも国内債権を中心とした安定資産での運用を進めつつ、利息確保のため外国債券へと振り替えて、予定利率を上回る運用実績を挙げている。

また、健保制度の根幹に係わると考えられる TPP への米国の参加は、復帰の意思はないかわりに、日米2国間の貿易協定締結には意欲を示している。

各国・大企業の経済競争の中で、助け合いの共済制度の存続が危ぶまれないよう、交渉内容の透明化や不当な共済規制をさせない世論を広げることが重要である。

このような情勢のなか、保険医年金・健保制度・グループ保険の利点を最大限伸ばしながら、より加入しやすい制度を目指して、特に、勤務医や女性医師・歯科医師の加入を拡大して、会員の福利厚生に寄与するよう努める。

1. 団体定期保険

まさかの時の備えに有利な団体定期保険である。無審査で加入でき、病氣中でも継続される有利性と、個人定期保険に比べて大幅に掛け金が安い特徴を広く会員に強調し、普及・拡大に努める。生命保険会社と協力し合い、加入者拡大に努める。

2. 保険医年金

保険医年金は日本有数の私的年金であり、低金利時代においても予定利率は1.259%を維持し、老後の生活設計にとって極めて有利な商品である。

本制度の安全な運営を第一に考え、委託会社をはじめとする生保業界の正確な情報を、機関紙、ホームページ等を通して会員に迅速に提供するように努める。さらに保団連共済部と共に、具体的な制度保全等の情報提供に努め、より一層の充実と普及に努める。

3. 保険医休業保障共済保険

病氣やケガをしたときでも安心して療養できる制度である。会員自らが作り運営する助け合いの制度とし、今日の制度内容を実現した。今後も、組織拡大の柱として十分に期待に応えられる活動を行なう。

4. 銀行提携融資制度

本会独自の銀行提携融資制度(北洋銀行、北海道銀行)、保団連の融資制度(みずほ銀行・クリニックアシスト、三井住友銀行住宅ローン・フリーローン、ソニー銀行住宅融資)を会員に広く伝え、医療経営支援の一助とする。

5. 「ライフプラン講座」の開催

「ライフプラン講座」を開催し、会員に正しい知識と生活に役立つ情報を提供する。また、本会の共済制度の内容理解を仰ぎ、普及拡大に努める。

6. 共済部会、委員会の開催

共済部会を定期的に行い、制度の円滑な運営と保全対策に努める。また、北海道保険医会共済制度運営委員会を開催し、各支部との連携を図りながら制度の普及・拡大に努める。

7. 組織部との連携

組織部と協力して宣伝活動、募集活動を行い、会員拡大および団体定期保険・保険医年金・休業保障共済保険の加入者拡大に努める。

8. 保団連共済部との連携

保団連共済部、休保審査委員会、保団連共済制度運営委員会に積極的に参加し、全国制度の円滑な運営と保全対策に寄与し、さらには得られた情報を会員に提供する。

組 織 部

1. 保団連の組織拡大方針と連携し本会においては、入会者目標を医科 60 名、歯科 60 名とするとともに、退会者数の減少のためにも各部と連携して本会のメリットをアピールする。会員の高齢化が進んでいるため、若手医師、新規開業医、交代後の院長への会員拡大に特に力を入れる。会員拡大のため理事・事務局との連携も強化する。
2. 支部及び未組織における各種研修会、講演会などの事業活動を行い、組織のなお一層の拡大強化をはかる。支部との連携、連絡を密にする。
3. 保険医年金、休業保障制度、団体定期保険等の共済制度を通じて、理事・共済部・生命保険会社との連携の下に、未入会員に対する入会勧誘を行う。特に、保険医年金と休業保障制度の募集期間に合わせて、勤務医への入会勧誘を強化する。
4. 道医師会、道歯科医師会、郡市医師会、郡市歯科医師会、その他各種関係団体の協力を得ながら相互理解を深め、組織拡大に努める。
5. 「開業医のための実務セミナー」の開催を通じ、新規開業医を中心とした会員拡大に努める。また、参加者の開業年数、勤務形態等が幅広いことから、ニーズにあったセミナーにするよう努めていく。
6. 平成 30 年度診療報酬改定にあたり、研究部・歯科部と連携のもと、新点数検討会と保団連作成テキストの魅力を広く伝え、組織拡大に努める。
7. 女性部会の活動を通じて研修を行うとともに、医科歯科連携の本会の特徴を宣伝し女性会員の拡大に努める。

歯 科 部

平成 30 年度診療報酬改定において、歯科本体は 0.69% のプラス改定となった。

前回の改定以降、本会は「か強診」や訪問診療要件の緩和、医科への照会などの評価を、現場の実態に即したものとなるよう主張してきた。また、昭和 47 年から続いてきた特定薬剤等の「40 円ルール」について、医科の「15 円ルール」との格差是正を求めてきた。今次改定ではこれらの主張が一定反映されており、ここ数回の改定の内容を見ても、本会ならびに保団連の長年の活動の成果と言える。

歯科部は、歯科医療の充実と発展、国民の口腔における健康増進のため、政府、行政の動向を注視し、歯科医療制度、歯科診療報酬の改善を訴えるとともに、会員の健全な医院経営に役立つ医療・保険情報を迅速に発信することに努める。また、歯科医療において重要なパートナーである歯科衛生士や歯科技工士に関する諸問題について、相互理解と協力関係の構築に努め、改善に向けて積極的に対応していく。

また、超高齢社会がますます進展するなか、道民が地域で安心して暮らしていける歯科医療提供体制を構築していく必要がある。歯科の現状と課題を道民と共有し、医療関係団体等と連携しながら、保険で良い歯科医療の充実を目指して活動を進めていく。

さらに、未入会員に対して、共済制度や各種事業を通じて本会のメリットを訴え、積極的に組織拡大に取り組む。

2019 年 10 月に消費税は 10% となることが予定されている。これまで、消費税への対応は診療報酬に一定上乗せされてきたものの、実質的に医療機関が負担する構図が残されている。根本的には、診療報酬で対応するのではなく、税制そのもので解決を図るべきであり、医療機関にとって損税とならない施策を求めていく。

■ 平成 30 年度事業計画

1. 歯科部の活動体制の強化

- (1) 本会の医科歯科一体の活動方針に則り、各部と連携して各種事業の開催に参画し、積極的に活動を推し進めるよう努める。
- (2) 定期的な「歯科部役員学習会」や研修会を通じて、医療改革における歯科固有の検討すべき課題を明確に把握し、歯科医療政策に関する具体的な理解を深める。
- (3) 歯科医療情勢など歯科固有の問題に関する会員の意見や要望は、歯科独自に対応していきながら、本会の活動に反映させる。
- (4) 保険担当理事を中心に保険診療・歯科診療報酬に対する理解を深め、保険講習会、新聞・ホームページ等で会員への正確な情報伝達に努める。
- (5) 各部との連携を密にし、本会の事業に積極的に参画して、会員に役立つ活動を推し進める。
- (6) 関係する諸機関・諸団体との交流をはかると共に、本会の活動に対し正しい理解が得られるよう努める。
- (7) 「保険で良い歯科医療を」の運動実現のため、街頭宣伝行動や他団体との交流を積極的に行うと共に、「歯科市民集会」などの一般市民との交流の機会を設け、医療情勢等について

の意見交換をする。

2. 医療制度・歯科診療報酬の改善運動

- (1) 「歯科保険診療に関するアンケート」等を実施し、会員の要望に基づいた診療報酬の不合理の解消と歯科技術料の適正評価を目指して、診療報酬の改善を要求する。
- (2) 国民、保険医にとって共に望ましい医療制度について理論構築するために、医療抜本改革に関する学習、研究を重ね、今後の医療制度改革について建設的な提言を行う。

3. 会員の日常臨床向上のための研究活動

- (1) 会員の日常臨床の向上に貢献できるよう「医療安全管理に関する研修会」「施設基準届出に係る研修会」「歯科臨床講演会」を開催する。
- (2) 歯科スタッフセミナーを開催し、窓口業務での基本的な知識、保険診療においてスタッフが知っておくべき事項の解説を行う。

4. 保険診療・制度の理解を促進するための諸活動

- (1) 「歯科保険請求・審査に関する研修会」「出張保険講習会」を開催し、新点数とその解釈、問題点などポイントを絞ってわかりやすく解説。歯科会員の「請求漏れ」「無用な査定・減点」を防ぎ、保険診療の充実を図る。
- (2) 会員が保険診療についての正確な情報を得られるよう「北海道保険医新聞」「ニュース・レター」「ホームページ」に最新の保険診療・医療情報を掲載する。
- (3) 歯科会員からの質問に対し迅速に対応し、会員の日常診療の円滑化を図る。

5. 会員の権利と経営を守る諸活動

- (1) 審査、指導などに対する個別相談をさらに充実させ、よりきめ細かな対応を行う。
- (2) 「開業医のための実務セミナー」を開催し、医院経営の安定化を支援する。

6. 広報活動の充実

- (1) 「北海道保険医新聞」「ニュース・レター」「ホームページ」の内容充実をはかり、会員に医療情勢の変化を迅速かつ正確に伝達するよう努める。
- (2) 会員の意見を積極的に新聞紙面やホームページに反映させるよう努める。

7. 組織拡大と地域活動

- (1) 開業医のための実務セミナーを開催し、開業前後の会員・未会員の医療管理・保険診療をサポートするとともに、歯科会員拡大につとめる。
- (2) 組織部とともに「歯科地域懇談会」を開催し、地域の歯科会員の要望を汲み上げ、懇親をはかると共に、未組織地域の組織化に努める。
- (3) 広報部とともに北海道保険医新聞の会員拡大号を企画・編集して未入会員にも配布し、会員拡大をはかる。
- (4) 歯科部内で会員拡大に対する有効な対策を協議すると共に、歯科系大学への「出張保険講習会」等、勤務医対策についても積極的に取り組む。

- (5) 本会の支部活動に会員が積極的に参加できるよう環境整備に努める。
- (6) 支部研修会に参加し、支部歯科会員に対し審査、指導、歯科情勢に関する情報提供を行う。
- (7) デジタル媒体を積極的に活用し、広く会員への情報伝達に役立てると共にその時代に即した利用方法についても検討する。